


# 農山漁村における 再生可能エネルギーの導入促進について



令和8年2月

農林水産省  
中国四国農政局  
生産部環境・技術課

# 1 - 1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」  
(農山漁村再生可能エネルギー法) が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。

## 【法の趣旨】

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

## 【概要】

### 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

### 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

### 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

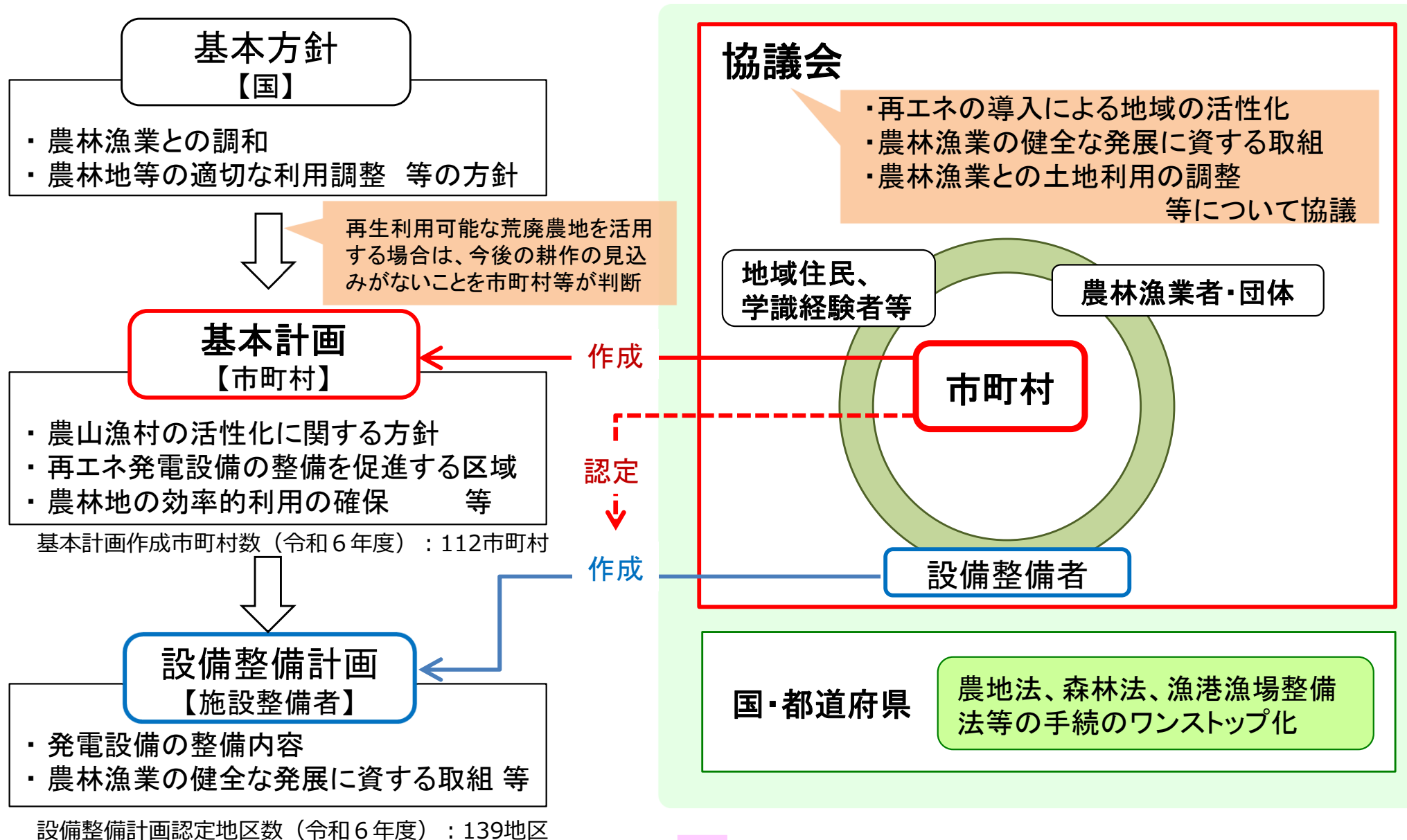
関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

### 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村委に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

# 1-3 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

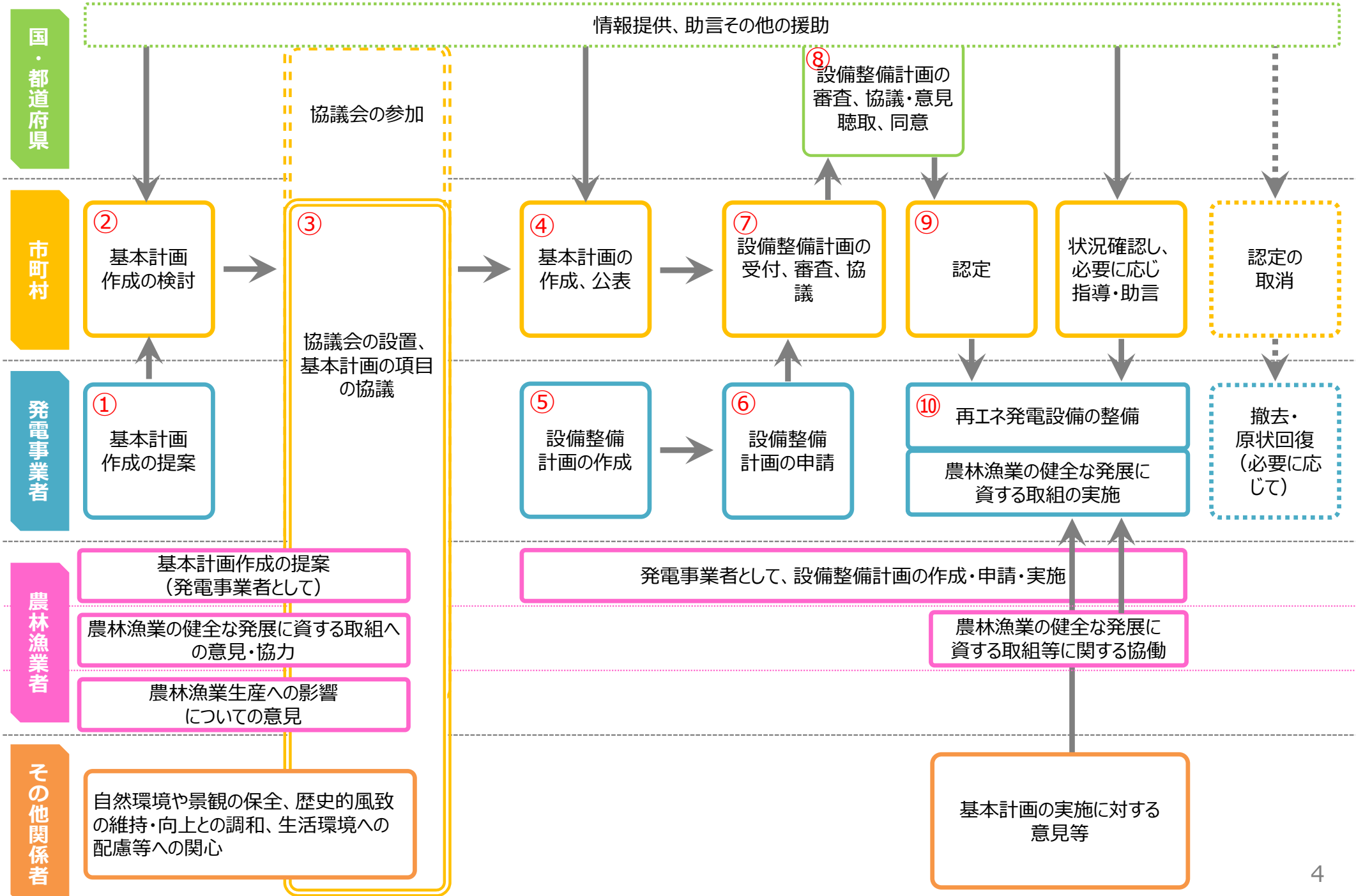
(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度)



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

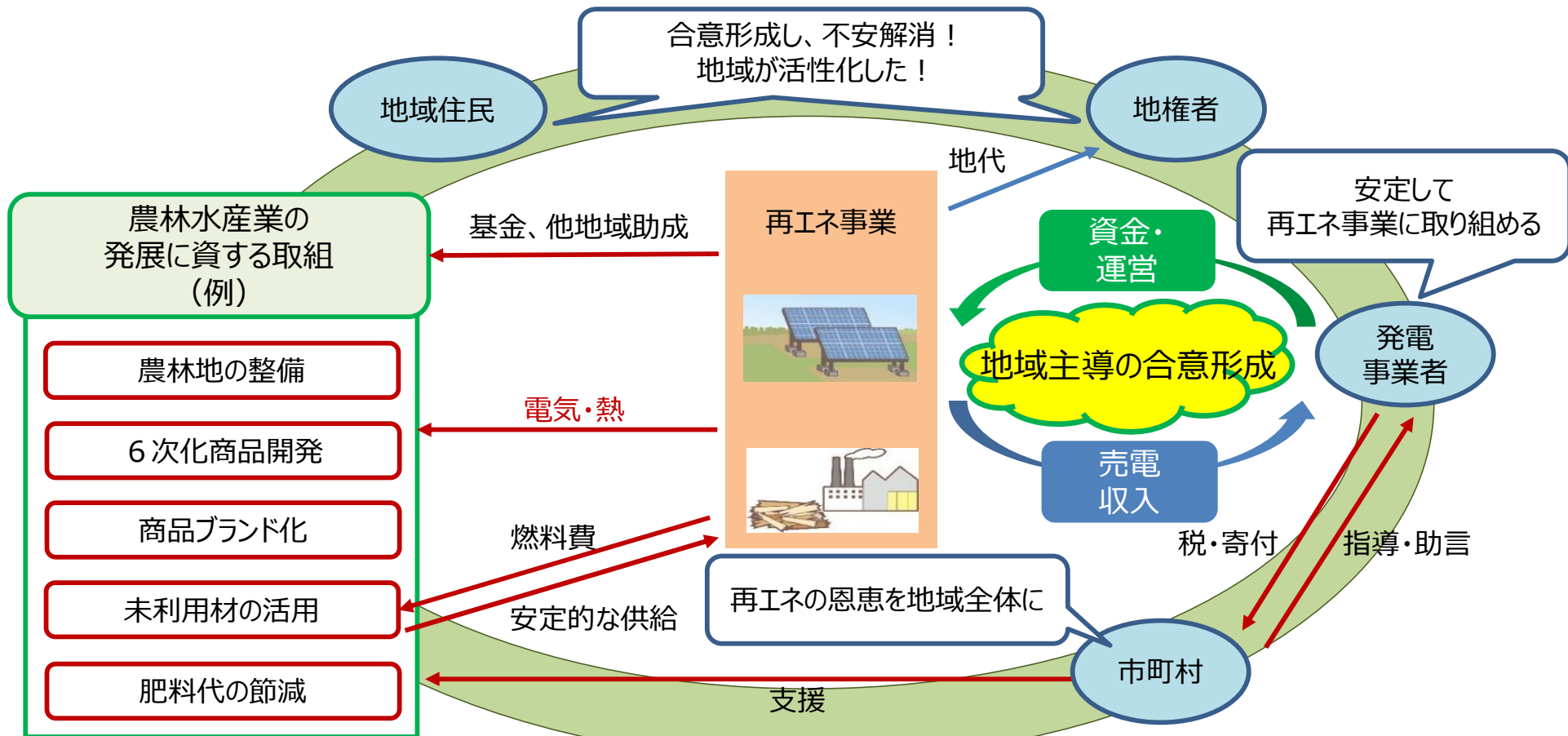
# 1-4 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

(法に基づく流れ)



# 1-5 農山漁村再生可能エネルギー法の概要 (活用メリット)

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）



# (参考) 農山漁村再エネ法における再エネ発電設備の設置に係る農地転用の取扱いについて

平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「(規制改革について) 既往の閣議決定事項を着実に推進」

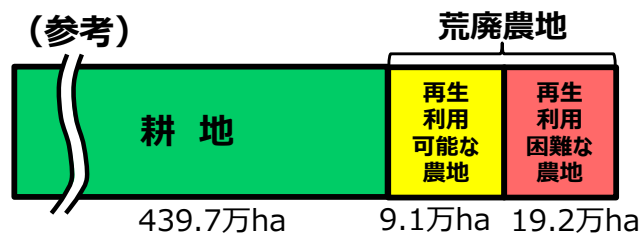
## 再エネ法関係 (省令・基本方針)

再エネ法に基づく再エネ発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定 (農用地区域には設定不可)

○再エネ発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地 (赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地 (黄)のうち、耕作を行う者を確保することが見込めず、今後耕作が見込めない土地

(参考)



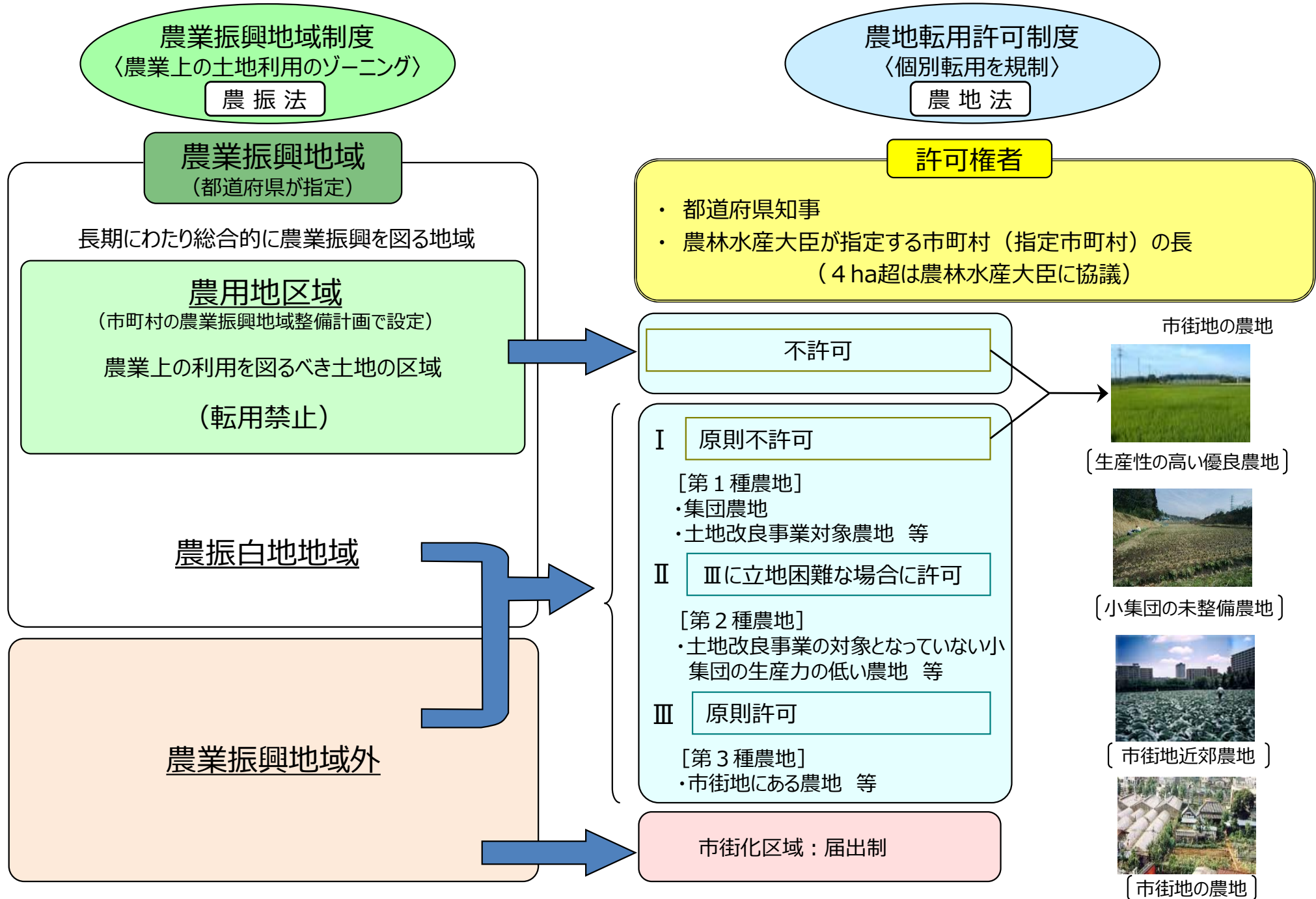
## 農地法関係 (省令)

左の整備区域内で再エネ法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再エネ発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加 (これにより、再エネ法に基づく県又は指定市町村の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、県又は指定市町村との農業上の土地利用調整が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること

# 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



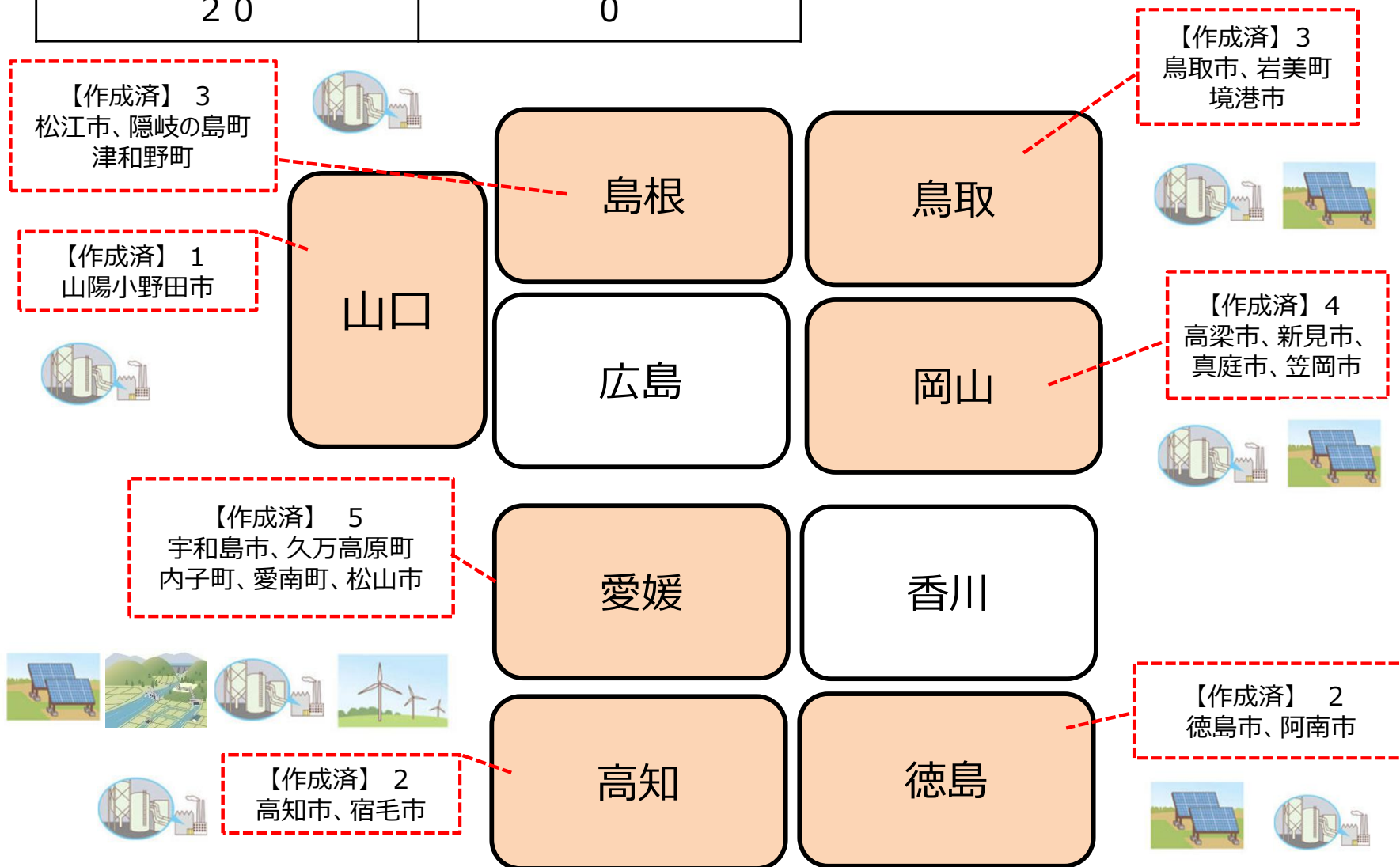
# 1-7 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

## 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（中国四国）

（市町村数）

基本計画を作成済	基本計画を作成中
20	0

（令和8年2月末現在）



## 2-1 営農型太陽光発電（概要・制度）

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、**営農を継続しながら発電を行う取組**。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる  
耕運作業の様子

## (参考事例) 中山間地域における営農型太陽光発電



### <概要>

- 事業実施主体：いよくぼのファーム 篠原英行氏（愛媛県松山市）
- 発電設備：営農型太陽光発電
- 発電出力：約61.74kW
- 発電設備下部の農地：8a（軟弱野菜等を栽培）
- 建設費：約1,300万円
- 運転開始時期：令和2年9月

### <特徴>

- 実施地区は、中山間地域の一部。
- 会社を早期退職した後、両親が所有し、営農していた大型の機械が入りにくい中山間地域の畑の一部で、農業で生計をたてていくためのモデルとして、営農型太陽光発電を開始。
- 雨だれで畝が切れるなどの問題もあるが、パネル下部が日陰になるため真夏でも日中の作業が可能になるなど利点の方が多い。
- 設置に関して地域住民の方々へ説明を行い、地域間でのトラブルはなし。
- 等間隔に太陽光発電の支柱があることから畝が整理しやすく目印として活用。また、防風ネットやインゲン等のつる性植物栽培用ネットは、支柱本体を活用する事により容易に張ることが可能。
- 山の陰になる可能性もあり、日照について十分シミュレーションを行って設置。遮光率50%以下であれば問題なく収量を確保可能。
- いよくぼのファームURL：<https://www.iyokubonofarm.com/>



発電設備の外観

# (参考) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 結果概要

H30年度、R元年度に、秋田県および静岡県において、営農型太陽光発電設備下部の農地での営農実証を行いました。

## 1 秋田県秋田市における えだまめ の実証概要

秋田県において、えだまめは生産・販売対策を強力に推進する県の重点野菜の一つに位置づけ。特に耕作放棄地の拡大が懸念される中山間地域のモデルとして実証を実施。



### 設備概要

設置場所	秋田市	施設面積	8.5a
発電出力	39.6kW	遮光率	31%
支柱間隔	4.2m	高さ	3.4m

えだまめ品種：湯あがり娘

- ・発電設備下ではやや生育量が不足し、開花期も2日程度遅くなる等生育への影響があるが、**収量、品質は慣行と同等**と推定
- ・機械作業は可能であるものの、支柱に注意して作業をする必要があり、**作業時間が増加**

表 株の分解調査

試験区	分枝数 枝/株	節数 節/株	莢数 個/株	全重 kg/10a	収量 kg/10a
遮光率31%	2.6	23.8	55	1,726	838
慣行	3.2	25.8	62.6	2,235	1,089

注) 平均的な生育を示す代表株5株を調査

栽植密度：農家慣行区 5.79株/m<sup>2</sup> 実証区 4.10株/m<sup>2</sup>

## 2 静岡県における 茶 等の実証概要

静岡県において、特産品である茶、ブルーベリー、キウイフルーツについて、園地の上空への太陽電池の設置が、育成環境にもたらす影響等の調査を通じて、高い収益性が確保できる営農方法の実証を実施。



### 設備概要

設置場所	島田市	施設面積	4.6 a
発電出力	22 kW	遮光率	50 %
支柱間隔	3 m	高さ	2.8 m

品種：かなやみどり

- ・**50%程度の遮光**でも、**収量や品質に影響がない**との結果
- ・発電設備下では、**一番茶の新芽の生育が早い傾向**
- ・発電設備下では、朝方の葉温の低下が抑制され、**凍霜害の発生が抑えられる傾向**

表 茶の新芽の生育状況

試験区	萌芽期	摘採日 (調査日)	新芽重 g	新芽数 本
遮光率50%	4/9	5/2	15.6	29
慣行	4/16		12.7	34

秋田県、静岡県の本実証事業の報告書は以下のHPで閲覧できます。

秋田 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48189>

静岡 <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/einou.html>

# 全国初！旧一般電気事業者の四国電力(株)が再エネ法を活用し地域の活性化に貢献

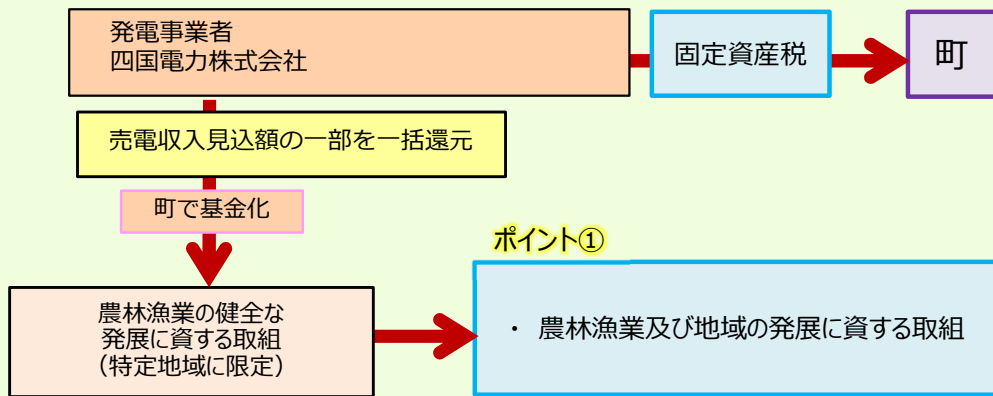
愛媛県 久万高原町 <基本計画作成日：令和2年8月20日>

## 再エネ発電事業概要

- ・事業実施主体：四国電力株式会社
- ・河川名：前川（仁淀川水系）
- ・開発地点：久万高原町黒藤川
- ・発電設備：水力発電
- ・形式：流れ込み式
- ・発電出力：1,900kW
- ・設備整備区域面積：約5.1ha
- ・年間発電電力量：8.5百万kWh
- ・運転開始時期：令和6年予定



## 経済効果



## ポイント①

### 取り組みに当たっての工夫

#### ○ 農林漁業の発展に資する取組

- ・売電収入の一部を活用して、発電設備周辺の農地の保全及び農業の生産性向上を図る。
- ・共同取水により農業用水の安定確保や既設農業用水路の維持管理の負担軽減。
- ・工事の作業用道路を農道として利用し農作業の効率化。

#### ○ 地域の発展に資する取組

- ・設備内の維持管理作業は地域からの雇用を創出。
- ・発電所を環境教育の場として活用し、地域の活力の向上につなげる。

## ポイント②

#### ○ 住民の不安を取り除き、理解を得る工夫

- ・丁寧な地元説明会の開催（計5回）

## ポイント③

#### ○ 発電事業者の事業計画等の積極的な情報発信による信頼関係の構築

#### ○ 設備整備区域の周辺における農地等の保全に配慮した工夫

- ・設備整備区域については、水圧管路ルートの見直し等により必要最小限の範囲
- ・資する取組（見込額一部）を活用し周辺農地の保全等を図る

## 市町村の取組の経緯

民有林や農振農用地区域などに水力発電を設置したいのですが



林地開発や農振農用地の除外が可能なエリアが確認してみましたよ。



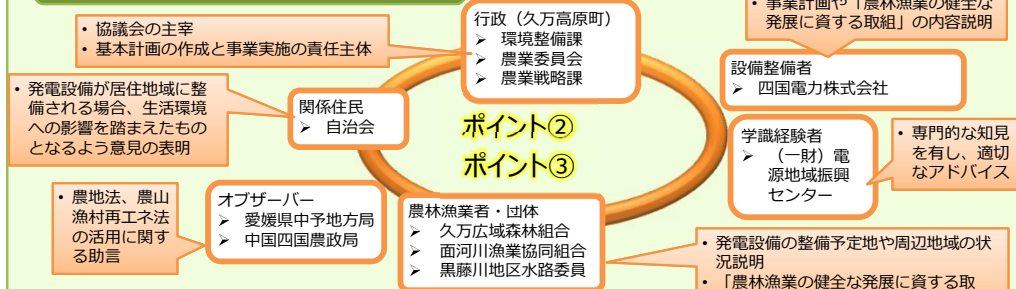
水力発電が建設されるけど周辺への影響はないかしら。

- ・平成30年 9月 第1回地元説明会（以降5回開催）
- ・平成31年 3月 事業者から久万高原町へ水力開発構想の申し入れ
- ・令和2年 3月 事業者から久万高原町へ水力発電所建設の申し入れ
- ・令和2年 5月 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）除外
- ・令和2年 7月 再生可能エネルギー発電検討協議会設置
- ・令和2年 7月 第1回久万高原町再生可能エネルギー発電検討協議会
- ・令和2年 8月 第2回久万高原町再生可能エネルギー発電検討協議会
- ・令和2年 8月 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画作成
- ・令和2年 8月 町ホームページ等に基本計画の作成掲載
- ・令和2年 10月 第3回久万高原町再生可能エネルギー発電検討協議会
- ・令和2年 12月 基本計画作成市町村による設備整備計画認定

## 今後の取組・戦略

- ・地域に愛される水力発電所の運営に努める。
- ・発電所を環境教育の場として捉え交流人口の拡大に期待。
- ・再エネ発電の促進により持続的発展を図り次の世代にバトンタッチ。

## 協議会の構成員及び期待される役割



# 地域の間伐材等を有効活用し 発電事業を基軸とした地域経済圏の確立を目指す

愛媛県 内子町 <基本計画作成日：平成30年7月27日>

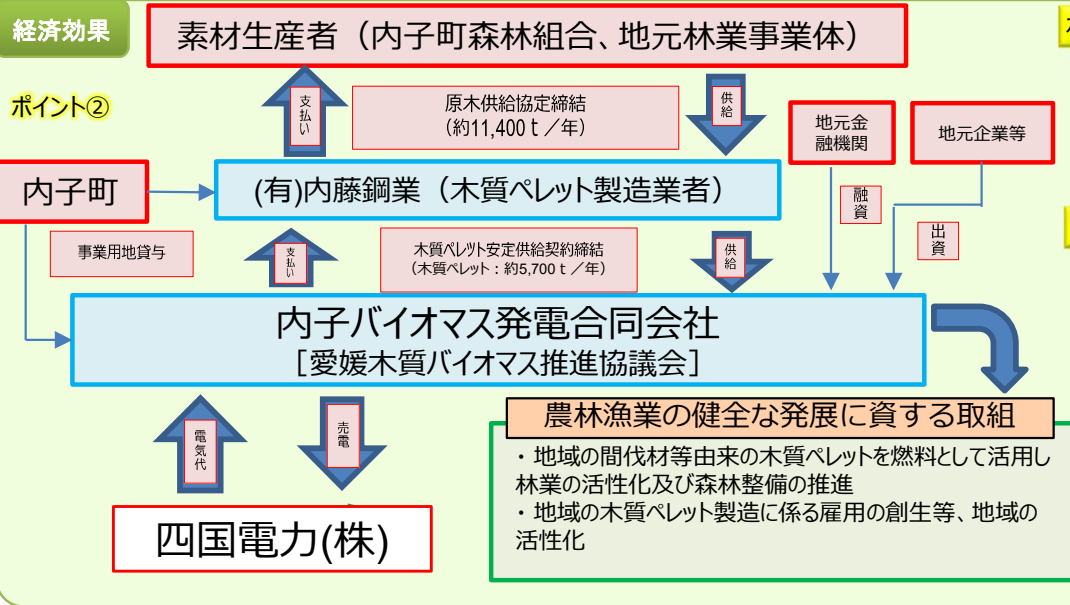
## 再生エ発電事業概要

- ・事業実施主体：内子バイオマス発電合同会社 ((有)内藤鋼業、シン・エナジー(株)等出資)
- ・発電設備：木質バイオマス発電 発電出力：1.1 MW
- ・建設費：約13億円
- ・設備整備計画：平成30年9月7日認定
- ・運転開始時期：平成31年4月
- ・年間予想発電量：約811万KWh/年  
※商用小型発電所(熱電併給型) **ポイント①**



## 経済効果

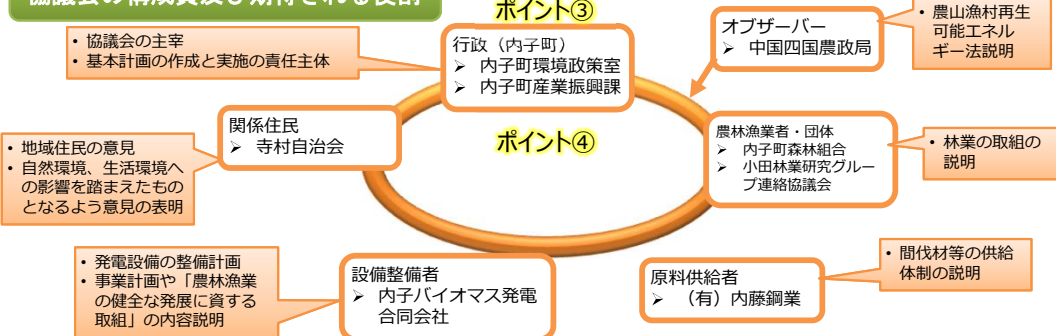
### ポイント②



## 協議会の構成員及び期待される役割

### ポイント③

### ポイント④



## 取り組むに当たっての工夫

### ポイント①

- ・木質バイオマス発電を通じて林業へ寄与する取組によるエネルギーの地産地消の取組により地域の活性化に繋げる工夫

低質材も一定価格で買取することで間伐材等の価格の下支えができ、森林整備の推進や林業の活性化を図る。

発電設備は、熱電併給装置6機とバイナリー発電装置を1機採用。特にバイナリー発電設備は、発電時に発生した熱を電力として回収することで高い発電効率を実現し地元の貴重な資源の有効活用を図る。

### ポイント②

- ・協議会において確実な地域材の安定供給体制を構築する工夫

事業実施主体は、ペレット事業者と数量と単価を定めた木質ペレット安定供給契約を締結し、更に、ペレット事業者は、森林組合と素材生産業者との原木供給協定を締結した。この体制により素材生産業者の収益性向上及びその収益を山林所有者への還元が期待される。

### ポイント③

- ・地域のPRに活用する工夫

基本計画の作成等についてマスコミ等を活用して、地域の大きな資源である「木」を再生可能エネルギーとして活用できる仕組みを整え、林業振興はもとより中山間地域における活性化の先進的なモデル地区を目指す。

### ポイント④

- ・町民の関心を高める工夫

基本計画、設備整備計画等、農山漁村再生可能エネルギー法の活用に関する情報を町のホームページに掲載することで、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に対する町民の関心や理解を高める。

## 市町村の取組の経緯

町の活性化に貢献できないか



貢献



解消



森林の荒廃！整備できないかしら

- ・平成30年 7月 第1回内子町農山漁村再生可能エネルギー促進協議会開催
- ・平成30年 7月 基本計画の作成及び公表 (平成30年8月)
- ・平成30年 9月 設備整備計画の受理、認定及び公表
- ・平成31年 4月 発電開始

## 今後の取組・戦略

- ・木質バイオマス発電施設への原料供給体制の強化、本町等の森林資源の有効活用と農林業の活性化を図る。
- ・再生可能エネルギーによる利益を地域に還元する仕組みを構築し豊かな自然と人が調和した、持続可能なまちづくりを目指す。

農山漁村再生可能エネルギー法の内容について関係者の皆さまに分かりやすくお示しするための資料が以下にあります。



## 【農林水産省ホームページ】

### 〈再生可能エネルギー法のQ & A〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-25.pdf>

Q:市町村はどのような役割を担うのですか？・・・市町村等の役割等

Q:農林漁業の健全な発展に資する取組とは？・・・基本計画関係

Q:協議会の構成員には、どのような者を入れるべきですか？・・・協議会関係

Q:設備整備計画の認定は地域外の事業者も受けれますか？・・・設備整備計画関係

Q:設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電事業と、再エネ

特措法における出力抑制の運用の関係は？・・・バイオマス発電に係る計画認定関係

### 〈再生可能エネルギーの導入促進〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/>

## 【本資料についてのお問合せ先】

中国四国農政局 生産部 環境・技術課 再生可能エネルギー・バイオマス係

☎ 086-224-4511 (内線2458、2782)